

## 建築確認済証・検査済証について

指定障害福祉サービスをはじめるとにあたり、提出書類として建築基準法上の以下の書類の写しが必要です。

1. 建築確認済証
2. 検査済証

上記書類がない場合は「建築計画概要書の写し」又は「建築物台帳記載事項証明書」など、建築確認済証番号・確認済証交付年月日と検査済証番号・検査済証年月日が記載されているものでも代替可能です。

これらの書類の取得については、開所予定所在地が下記の市（特定行政庁）であれば、その市に連絡してください。

	特定行政庁	設置年月日	代表電話番号
1	大阪市	昭和31年11月1日から	06-6208-8181
2	豊中市	昭和43年4月1日から	06-6658-2525
3	堺市	昭和44年4月1日から	072-233-1101
4	東大阪市	昭和45年4月1日から	06-4309-3000
5	吹田市	昭和46年4月1日から	06-6384-1231
6	高槻市	昭和46年4月1日から	072-674-7111
7	枚方市	昭和47年4月1日から	072-841-1221
8	守口市	昭和47年4月1日から	06-6992-1221
9	八尾市	昭和48年4月1日から	072-991-3881
10	寝屋川市	昭和49年4月1日から	072-824-1181
11	茨木市	昭和57年4月1日から	072-622-8121
12	岸和田市	昭和60年4月1日から	072-423-2121
13	門真市	平成13年4月1日から	06-6902-1231
14	箕面市	平成13年4月1日から	072-723-2121
15	和泉市	平成14年4月1日から	0725-41-1551
16	池田市	平成14年4月1日から	072-752-1111
17	羽曳野市	平成16年4月1日から	072-958-1111

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/kikaku\\_sidou/tokutyou.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/kikaku_sidou/tokutyou.html)

上記特定行政庁以外の市町村については大阪府が所管となりますので、下記の部署に連絡してください。

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課 調整グループ  
TEL：06-6941-0351（代表） 内線：3023  
住所：大阪市住之江区南港1-14-16 大阪府咲洲庁舎27階（咲洲コスモタワー）  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_shinsa/shidou\\_chousei/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/shidou_chousei/index.html)

**なお、上記書類及び代替書類のいずれも提出できない場合は、別途申し立て書の提出が必要です。**